

市有地（行政財産）の使用について

1 市有地（行政財産）の使用許可申請

所定の申請書類により手続きしてください。詳細は姫路市道路総務課へ問い合わせてください。

2 遵守事項

- ・使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって使用物件を維持保存しなければならない。
- ・使用物件は、指定する用途以外に使用してはならない。
- ・使用物件の使用は、道路の占用許可条件に準ずることとする。
- ・使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするときは、文書をもって市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

3 転貸等の禁止

- ・使用者は、使用物件を他の者へ転貸し、又は担保に供してはならない。

4 使用許可の取消し又は変更

市長は、次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (2) 市において公用若しくは公共用に供するため使用物件を必要とするとき。
- (3) 使用者が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号及び同条第2号に掲げる暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者に該当し、又は該当していたことが判明したとき。
- (4) 使用物件に隣接する道路について別紙一仕1の3に該当することとなったとき。
- (5) 使用物件に隣接する土地建物の所有者においてその利用が変更され、使用物件に設置する占用物件が支障となったとき。

5 原状回復

- ・使用者は、使用期間が終了したとき、又はこの許可を取り消されたときは、自己の負担において、市長の指定する日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。

6 損害賠償

- ・使用者は、その責めに帰する原因により、使用物件を含む物件の全部又は一部を滅失又は棄損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状に回復したときはこの限りではない。

7 有益費等の請求権の放棄

- ・使用許可の取消し又は使用期間が終了した場合においては、使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費その他の一切の費用の請求しないものとする。

8 実地調査等

- ・市長は、使用物件について随時実地調査を行い、又は所要の報告を求め、その維持使用

について指示することがある。

9 疑義の決定

- ・この許可について、疑義のあるときその他物件使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによるものとする。

10 参考

- ・この許可指令による物件の使用については、地方自治法第238条の4第8項の規定により、借地借家法の規定は適用されない。